

# 福祉用具貸与例外給付申請の流れ

- ・ 医師の医学的所見により、軽度者に福祉用具を貸与する場合に申請してください。
- ・ 新規認定申請・認定更新・区分変更の際に手続きが必要です。認定日から1か月以内に申請すること。

## 【1：申請に必要なもの】

福祉用具貸与例外給付を申請する際は、**下記の①～④の書類を提出してください。**

提出先：春日部市役所介護保険課（庄和総合支所・武里出張所では受付していません。）

① 申請書	介護保険 福祉用具例外給付申請書
② 医師の医学的所見を示す書類 (1～3のいずれか)	1. 主治医意見書（写しも可） 2. 医師の診断書 3. ケアマネが聴取した医師の所見の記録（支援経過への記載等）
③ 適切なケアマネジメントによる福祉用具貸与であることが確認できる書類	【要介護の場合】居宅介護サービス計画書（第1・2・4表） 【要支援の場合】介護予防支援計画に係る関連様式（サービス担当者会議の記録を含む） ※福祉用具貸与を必要とする理由を明記すること。
④ 該当福祉用具のカタログの写し	福祉用具の写真が載っているもの

## 【2：市による確認】

福祉用具が必要な理由が、医師の医学的所見を踏まえた内容となっているかを確認します。

## 【3：結果の通知】

申請者（ケアマネジャー）あて確認結果を通知します。

## 【4：その他】

この取扱いは下記の通知に基づき、行うものです。

- ・ 「福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について」（平成18年8月14日厚生労働省老健局振興課事務連絡）
- ・ 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与費に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成19年3月30日厚生労働省老健局振興課長及び老人保健課長通知）

## 「医師の医学的な所見」について

- 医師の医学的な所見は、次の①～③のいずれかにおいて、

**【表2】の i～iii の状態に該当することが明確に判断できる内容が記載されている必要があります。**

**疾病名や福祉用具が必要である旨を記載するだけでなく、具体的な症状等を詳しく記載してください。**

- ① 主治医意見書（写しも可）
- ② 医師の診断書
- ③ ケアマネが聴取した医師の所見の記録（支援経過への記載等）

### 【表2】福祉用具貸与が必要と認められる状態像

i 状態の変化	疾病その他の原因により、状態が変化しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第25号のイに該当する者
ii 急性増悪	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
iii 医師禁忌	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の危篤化の回避等医学的判断から第95号告示25号のイに該当すると判断できる者